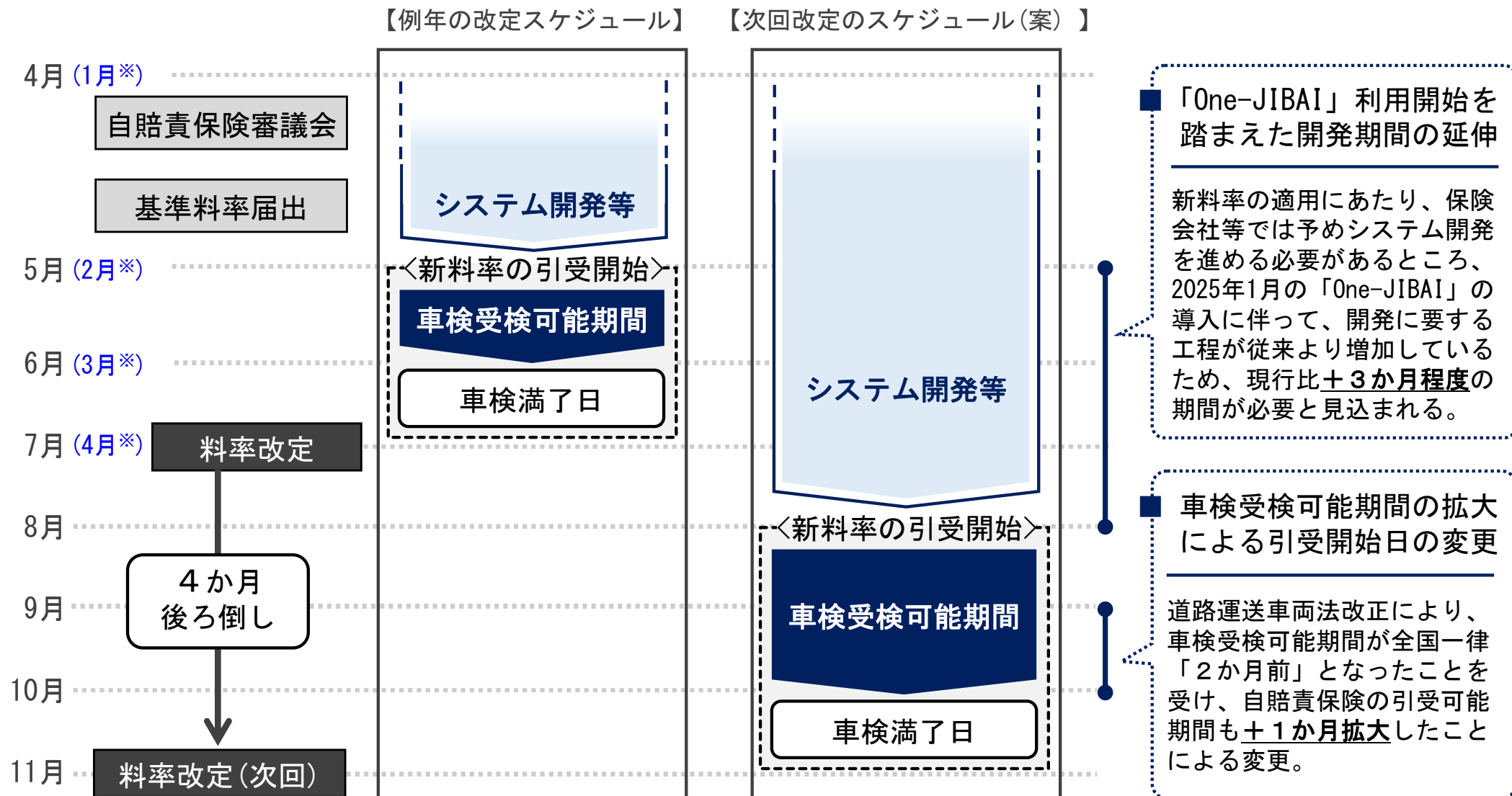


料率改定時の新料率適用開始時期の変更 について

2026年4月17日

改定時期変更について

- 次回（令和7年度以降）に自賠責保険基準料率が改定される場合、業界共同システム「One-JIBAI」の開始や車検受検可能期間の拡大等の環境変化を踏まえ、新しい基準料率の適用開始までの期間を例年の改定から4か月後ろ倒しとしたい。



※括弧内は参考として、2023年1月自賠審・2023年4月改定時のスケジュールを記載

(参考) 「One-JIBAI」の概要

- 2004年の「e-JIBAI」に続き、保険の引受、契約管理にかかわる共同利用型サービスである「One-JIBAI」を2025年1月に利用開始した。これにより、契約者向けの機能による利便性の向上とともに、各保険会社・団体の業務オペレーションの標準化、共同化によるシステムコストの削減を推進している。

【「One-JIBAI」により実現している契約者向けの機能】

	<以前の解決すべき課題>	<「One-JIBAI」で実現した主な機能>
非対面 (Webで手続き)	異動・解約等のお手続きにおいて、原則、代理店での手続きができず、保険会社への来店が必要だった。	スマートフォンやパソコン等で「One-JIBAI」を利用する損害保険会社・共済団体のホームページ等から「One-JIBAI」WEBサイトにアクセスをして、申請内容の入力を行うことで、 <u>異動・解約等のお手続きができます。</u>
キャッシュレス (クレカ払い)	保険料の払込方法が現金に限られている。また、これにより、代理店から保険会社への保険料精算業務が発生していた。	お手続き時に自賠責保険料等を払い込む際、契約者ご自身の <u>クレジットカードでお支払いができます。</u>
ペーパーレス (証明書のPDF データ交付)	自動車の運行時には自賠責証明書(紙)の備付が必要であった。また、車検証の電子化も伴って、ペーパーレス化のニーズが高まる可能性があった。	お手続き完了後、契約者ご自身で自賠責証明書を「One-JIBAI」からPDFデータでダウンロードすることができ、条件を満たす場合は、自賠責証明書のPDFデータのみで自動車の運行ができます。 (なお、運輸支局等での手続きにおいて紙の自賠責証明書が必要となる場合があるため、原則として紙の自賠責証明書を交付します。)

(参考) 「One-JIBAI」の導入を踏まえた開発の工程

- 従来の「e-JIBAI」では契約計上のみ可能であったが、「One-JIBAI」の利用開始によって異動・解約等の手続きも可能となった。このため、「e-JIBAI」で証明書を作成した契約情報は「One-JIBAI」の契約管理システムに格納され、OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）等へ連携されるほか、異動・解約等の手続きに際し保険会社・団体（以下、各社）から解約返戻金を支払う等対応のため、「One-JIBAI」から各社のシステムにも反映を行う必要があり、双方向の正確なデータ連携が求められる。
- また、異動・解約等の手続きは、契約内容の変更や終了に関わる重要な情報であるため、新料率の適用開始に向けた開発工程では、新料率テーブルの登録のほかに、「One-JIBAI」と各社のシステムとの整合性を確認する等の追加の観点が必要となる。

